

令和2年第10回 美里町農業委員会会議録

令和2年10月9日

令和2年第10回美里町農業委員会会議を美里町馬場1100番地美里町役場中央庁舎大会議室に招集する。

出席委員

1番	村田博治	2番	奥村 智	3番	濱田憲治	4番	三浦誠一
5番	永田末廣	6番	今田政行	7番	長木一美	8番	吉坂美佐子
9番	松田政明	10番	吉田美好				

欠席委員 4番 三浦誠一

欠員 0名

事務局

事務局長 富永英司 書記 安達浩一 津田武蔵

その他事項

傍聴人数 0名

開会 午前9時00分

事務局長 こんにちは、只今から令和2年第10回美里町農業委員会会議を開会いたします。それでは議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第4条に基づき会長が行います。

会長 それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。本日は4番三浦委員が欠席でございますが。美里町農業委員会会議規則第6条に基づき会議が成立することをまず宣言します。本日の署名委員を指名いたします。署名委員は、8番吉坂委員、1番村田委員を指名いたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。なお、発言のある方は挙手の後、指名を受けて、発言をお願いします。議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号1番号2について、事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは、議案第31号、番号1について補足の説明を行います。番号1は、譲渡人は高齢になり農地の管理が困難な為、譲受人は父親から贈与の為、双方合意により、所有権移転贈与での申請をされました。番号2は、譲渡人は農業の経験が無く相続した農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。また、下限面積要件並びに周辺地域における「効率的かつ総合的な農地利用の確保」について支障を生じるおそれの有無など「農地法第3条第2項」の各号には該当しないものと思われ、許可要件をすべて満たすものと考えられます。以上で補足の説明を終わります。

会長 以上で事務局より、番号1の補足の説明を終わります。それでは、議案第31号、番号1を議題とし内容の説明を8番吉坂委員に求めます。

8番 (吉坂委員) はい。。。。。

会長 以上で議案第31号、番号1の内容説明を終わります。それでは番号1について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号1は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第31号、番号1は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第31号、番号2を議題とし内容の説明を8番吉坂委員に求めます。

8番 (吉坂委員) はい。。。。。

会長 以上で議案第31号、番号2の内容説明を終わります。それでは番号2につい

て、早速ご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 31 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 2 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 31 号、番号 2 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 32 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 を議題とし内容の説明を 8 番 吉坂委員に求めます。

8 番 (吉坂委員) はい・・・・。

会長 事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは補足の説明をいたします。議案第 32 号番号 1 資料 1 をご覧ください。まず土地の選定理由ですが、既存施設の拡張を目的に申請地を選定され、所有権移転売買での申請となります。事業の目的としまして、貸資材置場として利用し、既存施設の機能を向上させるための目的とされております。次に資料 3 をご覧ください。雨水につきましては、自然浸透及び北側側溝、東側側溝に流す計画となっております。利用計画につきましては、木材や廃材を置く計画となっております。被害防除計画につきましては、近隣地とトラブルはないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。次に資金計画ですが、残高証明書が添付されており、資金計画には問題ないものと思われま。なお、当該申請農地は 10ha 以上の拡がりのある第 1 種農地ですが、例外的な許可の「既存施設の拡張」での整備で転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第 32 号、番号 1 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。はい、7 番長木委員。

7 番 (長木委員) はい、この場所は補助整備を実施されている場所になると思います。中山間地直接支払制度の対象となる地域か確認されていますか。

事務局 はい、確認していませんので、確認したいと思います。

会長 他にありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 32 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 32 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 32 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 2 を議題とし内容の説明を 7 番長木委員に求めます

7 番 (長木委員) はい・・・・・・・・・・。

会長 事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは補足の説明をいたします。議案第 32 号番号 2 資料 1 をご覧ください。まず土地の選定理由ですが、平成 20 年 5 月から現在まで許可を受けずに駐車場として利用されておりました。今回、土地所有者と売買契約が成立し改めて調査したところ農地であることが判明したため始末書付きの申請となります。次に資料 3 をご覧ください。造成計画ですが、土地を整地する計画となっております。雨水につきましては、自然浸透及び東側側溝に流す計画となっております。被害防除計画につきましては、近隣地とトラブルはないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。次に資金計画ですが、残高証明書が添付されており、資金計画には問題ないものと思われま。なお、当該申請農地は農地の拡がりが 10ha 未満の第 2 種農地ですが、転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第 32 号、番号 2 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 32 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 2 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 32 号、番号 2 は原案どおり決定しました。次に進みます。その他となっておりますので、全員協議会に切り替えます。事務局何かありませんか。

#### 全 員 協 議 会

1. 農業委員会日程について
2. 報酬・互助会費について
3. 豪雨災害義援金について

会長 それでは、協議会を本会議に切り替えて。本日の会議はこれもちまして閉会させていただきます。有難うございました。

本会議 午前9時30分

美里町農業委員会会議規則第13条の規定によりここに署名する。

美里町農業委員会会長

印

美里町農業委員会委員

印

美里町農業委員会委員

印